

令和4年度 第2回 東京都移動性向上委員会 議事概要

日時：令和5年3月15日（水） 13:00～14:30

場所：国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所 15階本局議室（WEB会議）

○議事内容

- （１）委員会の開催経緯と論点
- （２）主要渋滞箇所の解除
- （３）主要渋滞箇所の今後の検討方針
- （４）渋滞対策検討箇所
- （５）TDM 施策について

○議事要旨

- （１）委員会の開催経緯と論点
 - ・これまでの委員会の開催経緯と今回委員会の論点について報告した。
- （２）主要渋滞箇所の解除
 - ・今年度のモニタリング結果において、対策が未実施又は事業中の箇所のうち、5年間連続でモニタリング指標の基準値をクリアしている2箇所について、主要渋滞箇所からの解除の可否を審議した。
 - ・1箇所（多摩橋通り入口交差点）については、道路管理者・警察・道路利用者へのヒアリングにおいて道路管理者及び道路利用者から「渋滞の認識あり」との指摘がなされたが、交通状況分析結果及び現地確認結果から混雑状況は認められないことから主要渋滞箇所から解除することが了承された。
 - ・他の1箇所（六本木六丁目交差点）については、ヒアリングにおいて道路利用者から「渋滞の認識あり」との指摘がなされたが、交通状況分析結果及び現地確認結果から混雑状況は認められないことから主要渋滞箇所から解除することが了承された。
- （３）主要渋滞箇所の今後の検討方針
 - ・現時点で渋滞対策が立案されていない主要渋滞箇所について、計画的な渋滞解消に向けて、渋滞発生要因を調査し、対策立案を検討することを確認した。
 - ・ネットワーク整備等においては、効果が広範囲に発現すると考えられるため、

対策の影響範囲を考慮した上で、対策事業と主要渋滞箇所の対応付けをすべきであるとの意見があった。

(4) 渋滞対策検討箇所

- ・直轄国道の主要渋滞箇所（梅田交差点）において実施したピンポイント対策の概要と対策効果を報告した。

(5) TDM 施策の検討

- ・TDM 施策検討候補箇所における大規模需要源（工場等）と主要渋滞箇所の関連性の分析事例を報告した。
- ・TDM 施策については、単独の主要渋滞箇所を対象とするのではなく、面的に効果が発現するように検討を進める必要があるとの意見があった。
- ・また、TDM 施策実施による効果を示すことで、道路利用者からの協力が得やすくなると考えられるため、効果についても検討することが望ましいとの意見があった。

以上